

診療報酬明細書等の不正請求疑義案件に対する 検出システムの構築及び運用に係る業務委託に関する募集要項

1 趣旨

診療報酬等の不正請求疑義案件を検出するためのシステム（以下 システムという）を構築し、運用していくことで、医療機関等による不正請求疑義案件を早期発見する。また、その疑義案件を指導権限のある行政機関等と情報連携を図るとともに、不正請求の発生を未然に防ぐことで、後期高齢者医療制度における医療費適正化につなげることを目的とし、実施するものである。

2 業務概要

(1) 履行期間

ア 不正請求疑義案件検出システム構築

契約締結日から令和 8 年 7 月 31 日まで

イ 不正請求疑義案件検出システム運用

令和 8 年 8 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで

(2) 履行場所 東京都後期高齢者医療広域連合（以下都広域連合という。）が指定する場所

(3) 業務内容 別紙「仕様書」のとおり

(4) 概算経費（提案限度額）

91,300,000 円（消費税及び地方消費税を含む）

ア システム構築費 3,850 万円（税込）

イ システム運用費 5,280 万円（税込）

なお、本事業は、令和 7 年東京都後期高齢者医療広域連合第 2 回定例会において、令和 7 年度補正予算の議決を得ることを停止条件とする。その議決がなされないときには契約が成立しない。

概算経費（提案限度額）を超えた見積価格の提案は無効とする。

3 参加資格

次の条件をすべて満たすこと。

(1) 提案書提出時において、東京都又は東京電子自治体共同運営電子調達サービスの競争入札参加資格を有しており、物品買入れ等競争入札参加資格審査において、営業種目「121 情報処理業務」または「190 その他の業務委託」のいずれかについて、等級区分が B 級以上であること。

(2) 個人情報に関する十分な管理体制があり、情報漏えい等の事故発生時の対応及び補償ができること。

(3) プライバシーマーク（JIS Q15001）又はそれに相当する個人情報保護に関する認定を付与されていること。

(4) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定（契約締結能力を有しない者等）に該当しないこと。

(5) 提案書提出時において、東京都内及びその他の地方公共団体等から、入札参加に係る指名停止措置を受けていないこと。

(6) 平成 27 年度から令和 6 年度までの 10 年間で、後期高齢者医療、国民健康保健、健康保険など各医療保険制度のいずれかにおいて、診療報酬明細書等の点検業務の受託実績を有すること。

(7) 暴力団又は暴力団の構成員もしくは暴力団の構成員でなくなった日から 10 年を経過しない者

の統制下にある企業等でないこと。

(8) 法人税、法人事業税（地方法人特別税を含む。）、消費税及び地方消費税を滞納していないこと。

(9) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立てをし、もしくは申立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てをし、若しくは申立てがなされていないこと。

4 選定方法

(1) 審査方法

一次審査（書面審査）・二次審査（プレゼンテーションによる総合評価）の 2 段階により、審査を行う。

一次審査は、提出された提案書等について、選定評価項目等一覧（別紙 2）の一次審査の項目により評価を行い、評価点の高いものから順に 4 事業者を選定する。

二次審査は、一次審査を通過した事業者を対象に、プレゼンテーションを実施し、選定評価項目等一覧（別紙 2）の二次審査の項目により審査を行う。二次審査の結果、最も優れた提案事業者を委託予定事業者として選定する。

(2) 日程

ア 募集開始日	令和 7 年 10 月 1 日（水）
（質問受付開始日、 参加申込書受付開始日）	
イ 質問締切日	10 月 9 日（木）
ウ 質問回答日	10 月 16 日（木）
エ 参加申込書提出締切日	10 月 23 日（木）
オ 提案書等提出締切日	10 月 23 日（木）
カ 一次審査	10 月 31 日（金）
キ 一次審査結果通知	11 月 5 日（水）
ク 二次審査（プレゼンテーション）	11 月 17 日（月）
ケ 二次審査結果通知	11 月 21 日（金）
コ 契約締結日	12 月 1 日（月）（予定）

(3) 質問回答

募集に関する質問は、質問票（別紙 3）に内容を簡潔に記入の上、以下のとおり行うこと。

ア 質問締切	令和 7 年 10 月 9 日（木）午後 5 時 ※期限を過ぎた質問は受け付けない。
イ 質問方法	質問内容等を記入した別紙 4 のエクセルファイルを、電子メールで担当部署に提出する。 ※メール件名へは、必ず「プロポーザル（質問）」と明記すること。
ウ 担当部署	東京都後期高齢者医療広域連合 保険部 給付管理課 事業管理係 電話 03-3222-4424・4415 メールアドレス kyufukanri@tokyo-kouiki.jp
エ 回答方法	令和 7 年 10 月 16 日（木）にホームページ上に参加申込書提出者及び全ての質問者への回答を掲載する。

(4) 応募方法

参加を希望するものは参加申込書（別紙 4）を以下のとおり提出すること。

ア 提出期限	令和 7 年 10 月 23 日（木）午後 5 時
--------	---------------------------

- イ 提出方法 提出場所に持参する（郵送は不可）。
あらかじめ、来庁日時を電話で予約の上、提出書類を持参すること。
- ウ 提出場所 東京都千代田区飯田橋 3-5-1 東京区政会館 16 階
東京都後期高齢者医療広域連合 保険部 給付管理課 事業管理係
電話 03-3222-4424・4415
- エ 受付時間 午前 9 時～午後 5 時（ただし、土日祝日を除く。）

(5) 提案書等の提出

提案書等の提出は、以下のとおり行うこと。

- ア 提出期限 令和 7 年 10 月 23 日（木）午後 5 時
- イ 提出方法 提出場所に持参する（郵送は不可）。
あらかじめ、来庁日時を電話で予約の上、提出書類を持参すること。
- ウ 提出場所 東京都千代田区飯田橋 3-5-1 東京区政会館 16 階
東京都後期高齢者医療広域連合 保険部 給付管理課 事業管理係
電話 03-3222-4424・4415
- エ 受付時間 午前 9 時～午後 5 時（土日祝日を除く。）
- オ 提出物
- ・下表の番号 1～10 の各書類を提出すること。原則として、A 4 判（縦・横いずれも可）で作成すること。
 - ・様式が定められているものについては、様式に記載すること。
 - ・提出書類と併せて、返信用封筒（結果通知用／長形 3 号）を 2 通提出すること。
 - ・提出期限以降における提出書類の差替え及び再提出は原則認めない。また、提出期限以降に辞退した場合の提出書類は返却しない。

【提案書等提出物一覧】

番号	提出物	特記事項	提出部数 ※
1	会社概要	パンフレット等があれば添付すること。	番号 1～2 各 1 部
2	定款、規約その他これに類する書類	写しの提出を可とする。	
3	提案書（様式 1）	様式 1 を表紙とし、表紙を除き A 4 判 25 枚以内（両面印刷可。50 ページまで。）	番号 3～7 各 14 部 （正本 1 部、副本 13 部。正本は様式 1 を表紙とし、左綴じで 1 セット、副本は事業者名を類推できるような表現を除き、左綴じで 1 セットとして 13 部提出。）
4	事業受託実績（様式 2）	契約書（様式に記載する各契約の主な契約内容を確認できる部分のみで可）の写しを 1 部添付すること。	
5	情報管理体制（様式 3）		
6	法令遵守（様式 4）		
7	個人情報保護（様式 5）		
8	見積書（様式 6）	業務内容（項目）ごとにかかる数量及び単価を明らかに	番号 4 の添付書類は、1 部
			番号 8～10 各 1 部

		すること。	
9	プライバシーマーク(J I S Q 1 5 0 0 1)登録証又はそれに相当する個人情報保護に関する認定証の写し		
10	納税証明書(法人税、法人事業税、消費税、地方消費税)	写しの提出を可とする。 直近2年分の書類を提出すること。	

※番号3～7の順に右端上部からインデックスを添付し、ページ番号をふること。

※番号1～9については、電子データをDVD等により一部提出すること(番号3については副本のデータとする。また、番号4の添付書類を除く。)

カ 提案書の記載内容

提出物のうち、前記4(5)【提案書等提出物一覧】番号3「提案書」には、以下の事項を順に記載すること。記載にあたっては、評価項目等一覧(別紙2)に留意すること。

①平成27年度から令和6年度までの10年間で、後期高齢者医療、国民健康保健、健康保険など各医療保険制度のいずれかにおいて、診療報酬明細書等の点検業務の受託実績。(契約期間の始期及び終期がともに平成27年4月1日～令和7年3月31日の期間内であるものに限る。)

※事業受託実績(様式2)に記載のものに限る。

②業務理解

- ・現在の後期高齢者医療制度における診療報酬明細書等の審査、点検の仕組みに対する理解
- ・本業務の必要性に対する理解・業務目的や業務を通じて期待する効果

③業務目的を達成するためのシステム機器及び実施方法

- ・導入するシステムにより検出可能な疑義案件の定義・検出できる案件
- ・導入するシステム機器の構成・処理能力

④業務目的を達成するための点検員等による点検及び実態調査、問合せ対応

- ・上記③により検出した疑義案件を対象に、点検員がさらに疑義が濃厚と判断するための定義づけ・考え方
- ・アンケートによる実態調査として実施すべき内容・項目
- ・実態調査後に想定される被保険者等からの問合せに対する対応・留意事項

⑤業務計画・実施体制・連絡体制

- ・システム構築・運用に係る業務計画
- ・定期及び緊急時の打合せ事項・連絡体制
- ・点検業務に関する実施体制(人員配置、資格・経験など)

⑥帳票類の内容・様式

- ・実態調査における封筒デザイン及びアンケート調査として記載する内容・様式

⑦成果物

- ・本業務完了後、委託者に提出する報告書などの成果物

⑧安全性・信頼性

- ・情報セキュリティ対策の考え方、事故発生時における対応手順・報告体制
- ・個人情報の保護の考え方、プライバシーマークの取得など、具体的な運用・管理の方法

(6) プレゼンテーション

令和 7 年 11 月 17 日（月）

第一次審査を通過した事業者へ、実施について個別に通知する。提案書等の第一次審査において提出した書類をもとにプレゼンテーションを行うものとする（希望により、パワーポイントの使用可）。プレゼンテーションは、業務を受託した場合に主担当となる者を含めるものとし、5 人以内で行うこと。

(7) 審査結果の通知

第一次審査については、令和 7 年 11 月 5 日（水）までに結果を電話で通知後、書面で通知する。

第二次審査については、令和 7 年 11 月 21 日（金）までに結果を電話で通知後、書面で通知する。

なお、審査結果に対し異議申し立てはできないものとする。

5 委託予定事業者との協議

委託予定事業者と都広域連合との協議により、委託業務の詳細な内容を決定する。なお、本要項に基づき提出された「提案書等」については、当該提案内容を本業務委託仕様書に加え実施することを原則とする。

委託予定事業者が契約締結前に、都広域連合から指名停止を受けるなどにより「3 参加資格」に該当しなくなったこと、又は虚偽の提案を行ったことが判明した場合等、当該事業者の選定を取り消し、審査結果が次順位のものを新たに委託予定事業者とすることができる。

6 プロポーザル方式による選定結果の公表

本件に関する事業者選定情報（提出書類を含む）は、東京都後期高齢者医療広域連合情報公開条例（平成 19 年 3 月 1 日東京都後期高齢者医療広域連合条例第 4 号）に基づき取り扱うものとする。

プロポーザル方式における公正性及び透明性を高めるとともに、説明責任を果たすため、本プロポーザルに関する情報について、積極的に情報の公開及び提供を行うものとする。なお、情報公開及び情報提供は、事業者選定に影響を及ぼさないよう、その内容及び時期について十分な配慮のもとに行うものとする。

また、契約締結後、次の項目を都広域連合ホームページにおいて公表する。

①件名

②審査の経緯

③評価結果（提案事業者※、評価点（総合点））

※受託事業者名を公表し、それ以外の事業者名は掲載しない。

④選定結果

7 失格

次の各号に該当した場合は、失格になる場合がある。

(1) 提案書等の提出期限に遅れた場合

(2) 提出された提案書等の書類が以下のいずれかに該当する場合

ア 提出すべき書類に不足がある場合、もしくは指示した事項に違反した場合

イ 虚偽の記載をした場合

(3) 参加申込書提出後に、本件に関して「4 選定方法(3) 質問回答」に定める以外の方法により、本件に係る都広域連合職員に直接又は間接に連絡を求めた場合

(4) その他審査の公平性に影響を与える行為があった場合

8 その他

- (1) 参加申込、提案書等の作成、提出等本選定に係る一切の費用は提案事業者の負担とする。
- (2) 参加申込書提出後に辞退する場合は、令和7年10月27日（月）午後5時までに参加辞退書（別紙5）を提出すること。
- (3) 提出された提案書等の書類は返却しない。
- (4) 提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権の日本国及び日本国以外の国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた一切の責任は、提案事業者が負うこととする。
- (5) 本提案手続きにおいて知り得た都広域連合の機密事項に該当する内容については、守秘義務を課すものとする。
- (6) 委託金額については91,300,000円（消費税及び地方消費税を含む）の範囲内で、委託予定事業者との協議により別途決定する。なお、当該契約を更新する場合の翌年度以降の委託金額を保証するものではない。
- (7) 都広域連合が委託予定事業者を選定した後に、本要項の条件に適さない事項が発覚した場合は、選定を取り消すものとする。この場合、選定取消までに発生した費用及び選定取消に要する費用について、都広域連合は一切負担しないものとし、当該事業者が、当該費用を負担するとともに、都広域連合に及ぼした損害を賠償すること。
- (8) 本要項に定めのない事項等は別途定める。

問合せ先

東京都後期高齢者医療広域連合 保険部 給付管理課 事業管理係
担当：西谷・牧野
東京都千代田区飯田橋3-5-1 東京区政会館16階
電話 03-3222-4424・4415 F A X 03-3222-4500
メールアドレス kyufukanri@tokyo-kouiki.jp